

普及だより

第134号 平成29年2月
茨城県鹿行農林事務所
行方地域農業改良普及センター
電話 0299(72)0256
FAX 0299(72)1690



事例報告 小城氏(行方市), 今泉氏(潮来市)



講師 やさと菜苑株式会社 高橋代表

平成28年度 行方地域農業改革フォーラム ～ 行方地域における担い手の確保・育成 ～

行方地域の農業を永続的に発展させるためには、地域の特徴を活かした担い手を育成することが重要な取り組みの一つとなっています。そこで、二月七日に、行方市のレイクエコーで、地域農業の担い手確保・育成をテーマに行方地域農業改革フォーラムを開催しました。当日は、管内生産者や関係機関約一八〇名が参加しました。

フォーラムでは、やさと菜苑株式会社の高橋代表取締役を講師に招き、「やさと地区の農業の持続性」と題して、やさと地区における担い手確保・育成に係る活動を紹介していただきました。その後、行方市の小城氏と潮来市の今泉氏から新規就農に関する体験談を話していただきました。地域として担い手を確保・育成する取り組みの重要性を再確認するとともに、支援に当たっては、就農希望者の意向を踏まえ、地域と関係機関がそれぞれの強みを活かし、協調的に取り組む必要性を認識しました。

行方地域農業後継者の育成

【農業学園】

普及センターでは、毎年、新規就農者や就農間もない農業者を対象に農業学園を開催しています。学園では、農業に関する基礎的知識や先進事例、経営管理などを学びながら、将来の地域農業を背負う仲間と知り合うきっかけづくりを行っています。



講座内でのワークショップ
(経営ビジョン作成)

今年度は、病害虫・農業・土づくり・農業機械・農業簿記など、各経営に共通する講座のほか、銚田・土浦地域と合同で品目別講座やマーケティング研修を行い、他地域の農業者と交流する機会も設けています。

次年度も開催予定です。是非ご参加ください。

【農業後継者クラブ】

ミラクルTRICKは、農業学園で知り合った二十歳前半の仲間で、平成二七年六月に結成しました。六名のクラブ員で、スポーツを介した仲間づくりや個々の課題を解決するためのプロジェクト活動に取り組み、お互いの圃場を見回る勉強会を行うなど技術の研鑽に努めています。

今年度、根田翼さんは、プロジェクト活動として、遮光資材の有無やかん水量の違いがトマトの裂果発生に及ぼす効果について取り組みました。取り組み結果を「大玉トマトの裂果対策」としてとりまとめ、一月三十日に行われた茨城県農村青少年プロジェクト実績発表会で発表し、優良賞を受賞しました。



トマトハウスの遮光資材の取組作業

平成二八年度認定
茨城県青年農業士の紹介



青年農業士
内山 研一さん
(行方市麻生)

地域農業のリーダー役として、これからの活躍が期待される、平成二八年度に新規認定された内山さんをご紹介します。

内山さんは、行方市の麻生地区で、カンショを主体とする露地野菜と水稲を組み合わせた複合経営を営んでいます。八年前に就農し、味を重視したカンショの安定生産と周年出荷に取り組んでいます。

現在は、JAの甘藷青年部「TEAM FUTURE(チームフューチャー)」に所属し、カンショの更なる高品質化や生産技術の向上等に励んでいます。

また、中級野菜ソムリエの資格を活かし、消費者への産地PRや理解促進など、地域農業の発展に寄与する活動を目指しています。

水稲の高密度播種育苗技術

高密度播種育苗(密苗・密播)とは、苗箱一箱あたりの播種量を増やすことで、10aあたりの苗箱数を減らす省力・低コスト技術です。

慣行栽培では乾籾播種量1000〜1500gのところ、高密度播種育苗では2500〜3000gに増やすことで、10aあたりの苗箱数を10枚以下に減らします。苗箱数が減るので、播種や苗運び等の作業時間や培土等の育苗資材費を削減できます。

一箱あたりの播種量が多く、育苗期間が二〜三週間と短いので、高温時のムレや後半のかん水量等、育苗管理には注意が必要ですが、移植後の栽培管理は慣行栽培と変わらないので、取り組みやすい技術です。

平成二八年度は行方地域の二か所で実証試験を実施し、慣行栽培と同等の収量が得られました。技術の詳細や実際に取り組みたい方は、普及センターにお問合せください。

女性農業士の活動紹介

行方地域の女性農業士で組織するポプリの会は、地域農業の素晴らしさを子供達に伝えるために、食農教育活動に取り組んでいます。

十二月二日と二十日には、麻生東小学校の一年生と二年生を対象に、児童が収穫したカンショを使った料理教室を行いました。



カンショを蒸している間に、女性農業士

からカンショの品種の違いや栽培の仕方を説明しました。二十一日は、麻生幼稚園園児を酪農体験として牛舎に招き、エサやり体験やバター作りを行いました。園児は、普及センター



が少ない動物と間近に触れ合い、心に残る一日になりました。

GAPを実践しましょう

GAP(適切な農業の行い、農業生産工程管理)とは、農業者の経済的な利益を確保しながら「持続可能な」農業を行うために、日頃の作業の中で汚染や事故を引き起こす危険性を最小限に抑えていく取組です。現在、行方地域では、チェックリスト等を活用した自己点検による取組が各産地で行われています。

GAPの基本は、①食品の安全を守ること、②環境に配慮すること、③労働者の安全を守ること、の三つです。このため、農薬や肥料、燃料、廃棄物等を適切に保管管理することや、作業・出荷等の各種記録を残すこと等が取組では求められています。

二〇二〇年の東京オリパラに向けて、GAPの認証取得が加速すると見込まれ、国では支援体制を強化しています。農場のどこに危険や汚染源があるか、何を改善していくべきか等お悩みの方は、普及センターにご相談ください。

農薬の適正使用について

【土壌くん蒸剤使用時の注意】

①ラベルに記載されている使用基準のほか、被覆に関する注意事項も確認し、必ず守りましょう。②住宅地や人の多い場所が近接した圃場では使用を控え、やむを得ず使用する場合は、土壌処理の予定についてお知らせしましょう。

③処理後は、速やかに土壌表面を厚手のシート等で被覆しましょう。安全確保+効果確保のためにも完全に密閉することが重要です。④処理時は、防護マスク、ゴーグル等の保護具を着用しましょう。また、薬剤の漏れに注意しましょう。⑤空容器は、残液・残臭がないことを確認し、適切に廃棄しましょう。

【記帳をしましょう】

農薬を使用したら必ず記帳しましょう。これは農薬取締法で使用者の義務となっています。ほ場ごとに、農薬を使った日時、農作物名、農薬名、希釈倍数、使用量を記帳しておきましょう。